

資料 2

「大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・
第1期障がい児福祉計画」（素案）に対する
パブリック・コメントの実施結果について

「大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 (素案)」に対するパブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集期間

平成29年12月25日（月）から平成30年1月24日（水）

2 意見の募集方法

電子メール、ファックス、郵送等、持参

3 素案の公表方法

大阪市ホームページ

福祉局障がい者施策部障がい福祉課

大阪市こころの健康センター

大阪市保健所

各区保健福祉センター

市民情報プラザ など

4 意見受付結果

（1）意見の受付通数

11通（意見の総数 39件）

内 容	件 数
第1部 総論	1件
第2部 障がい者支援計画	
第1章 共に支えあって暮らすために	2件
第2章 地域での暮らしを支えるために	15件
第3章 地域生活への移行	0件
第4章 地域で学び・働くために	8件
第5章 住みよい環境づくりのために	0件
第6章 地域で安心して暮らすために	1件
第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	4件
その他	8件

(2) 内訳

・受付方法別

電子メール	ファックス	郵送等	持参
9	0	2	0

・住所

大阪市内	大阪市外	不明
8	2	1

・年齢別

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不 明
0	2	2	1	3	0	2	1

・障がいの有無

身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	難病	その他	ない	不明
1	0	1	1	0	0	7	1

5 ご意見の要旨と本市の考え方

別紙のとおり

パブリック・コメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

[別紙]

No	部・章番号	部・章	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方	素案の修正
1	第1部	総論	<p>P11に関して、「障がい」や「障がい者」の表記について、「害」は「害毒」とか「公害」の「害」と同じ漢字なので「ひらがな」に変更していますが、なぜ、「障」は漢字のままで使っているのか意図がはかりかねます。「障」は「差し障る」の意味を含んでいます。何故に「障」を「ひらがな」にしないのか、大変違和感があります。</p> <p>「障がい」のすべてを「ひらがな」にすべきです。そうすれば違和感のない表記となります。</p> <p>また、「障がい」や「障がい者」の漢字表記かひらがな表記かの使い分けについて、法律名は漢字表記にしており、その他は「がい」をひらがな表記にしていますが、法律用語までもひらがな表記にする理由が理解できません。一貫した表記にすべきです。</p> <p>例えば、法律用語である「障害福祉サービス」等を「害」を「ひらがな」にしていますが、なぜ、そこまでする必要があるのか理解不能です。そこまでするのであれば、法律名の中の「障がい」の「がい」も「ひらがな」にすべきなのではないですか。そうしてこそ、一貫性があると言えます。</p> <p>法律用語についても、法律名と同様に「漢字」で表記することを求めます。こうすれば、首尾一貫したものになります。</p>	<p>「障害」の「害」の字の表記については、国の障がい者制度改革推進会議で示されているように、様々な意見や考え方があると承知しています。</p> <p>その中で、大阪府では、「害」という字がマイナスイメージをもたらすので改めてほしいという障がい当事者の意見を踏まえて、法令や固有名詞等を除き、「障がい」とひらがな表記に改めており、本市においても、平成24年7月に大阪府と統一した考え方に基づく表記としました。</p> <p>本市としましては、単に漢字かひらがなかといった表記だけの問題ではないと認識しており、引き続き、啓発をはじめとする各種障がい者施策の推進を図ってまいります。</p>	
2	第2部 第1章	共に支えあって暮らすために	<p>「正しい理解」「正しい知識」の表記について、「正しい」が集中するP17・P18において、「精神障がいに対する理解が進まなかった」とある。この他、「理解不足」「市民の理解」「周囲の理解」もある。</p> <p>例えば、発達障がいについて、何が正しくて何が誤っているのであろうか。2018年1月時点で確たることが言えるのだろうか。誤った価値観に基づく施策が正しいものとして施行され、その結果誤った価値観が世間の正しい常識として広まる。とりわけ差別を受けやすい人々が、如何に「正しい知識」「正しい理解」のもとで被害を受けてきたか、現に被害を受けているか。</p> <p>この視点に立って「正しい理解」「正しい知識」の使い方について再検討をしていただきたい。</p>	<p>本市においては、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざすため、「誤った認識」「偏見」「差別」に対する表現として、「正しい理解」「正しい知識」と表現しています。</p>	
3	第2部 第1章	共に支えあって暮らすために	<p>P20の「啓発の充実」において、「手話等による社会のコミュニケーション力の向上」など、聴覚障がい者(児)への理解について加筆していただきたい。</p>	<p>いただきましたご意見については、本計画において下記のとおり記載しています。 P25 第2部 第1章 共に支えあって暮らすために 2 情報・コミュニケーション (1)わかりやすい情報発信とコミュニケーション支援の充実 イ コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実 ・聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳や音声訳等による支援などを行うとともに、手話、要約筆記、点字、対面朗読、録音図書などの普及や市民の理解の促進、さらには関係機関との連絡調整に努めます。</p>	

パブリック・コメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

[別紙]

No	部・章番号	部・章	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方	素案の修正
4	第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	<p>権利擁護、意思決定支援、苦情解決というキーワードについて、検索してみた。P32の課題9つの項目に入っていないからである。</p> <p>意思決定・自己決定は、多くはないが他にも登場する。権利擁護はP13とP27のみ。苦情は、P18の苦情相談とP27の苦情解決のみ。明らかに弱い。</p> <p>具体的にどうすべきかという意見はない。</p> <p>P17「すべて市民は障がいの有無にかかわらず、基本的人権を持ったひとりの人」、P14「障がいのある人自身が権利の主体であると同時に社会生活を営む主体者である」を、事あるごとに意識していただくことを願うしかない。</p>	<p>本計画では、「第1部 総論」を計画全般にわたる事項とし、「第2章 計画の基本的な考え方」において、基本方針の1つとして「個人としての尊重」を定めるとともに、「第3章 計画推進の基本的な方策」において、「差別解消及び権利擁護の取組の推進」を示しており、権利擁護や意思決定支援、苦情解決については重要な事項と考えています。</p> <p>今後も、基本方針等を十分に留意しながら本市施策を推進してまいります。</p>	
5	第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	<p>P27・P34に関して、サービス利用と権利擁護、サービス利用と成年後見がセットであり、明確に書かれていながら権利擁護と成年後見もセットとしているのが、障がい福祉計画の基本構造である。</p> <p>2006(H18)年に成年後見申立件数が急増した。「措置から契約」に伴い、施設経営者が契約手続きをしなければならなくなつたからである。</p> <p>日本の成年後見制度は、回りの者にとって非常に都合が良く便利なものである一方、本人を無視できる構造的な欠陥がある。「わたしのことをわたし抜きで勝手に決める」ことが簡単にできるのである。</p> <p>加えて、選任後「どうしようもない後見人」と判明しても第三者が解任申し立てをするなどの対抗することはできない</p> <p>そして、構造的な欠陥を改めたとしても、本人の自己決定や本人が権利の主体である視点において、根本的に持つ矛盾を解決することはできない。だからこそ、国際的な潮流は「成年後見制度廃止」である。このことを見据えた施策が必要である。</p>	<p>平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、成年後見制度の利用に関して、地域の関係機関等が適切に連携を図ることが求められています。</p> <p>本計画では、成年後見制度の3つの理念(1、ノーマライゼーション 2、自己決定の尊重 3、身の保護の重視)を尊重しながら、成年後見制度の利用を進めてまいります。</p>	
6	第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	<p>P27の注12の用語説明を改訂する(提案) (改訂文)</p> <p>知的障がい、精神障がい等で「判断能力が全くない方」(最高裁判所の後見類型より引用)に対し、家庭裁判所が決めた後見人等が、本人に代わって、福祉サービスの利用計画や財産管理等を行なう制度です。</p>	<p>家庭裁判所においては、精神上の障がいによって「判断能力が全くない者」については後見開始の審判を、「判断能力が著しく不十分な者」については保佐開始の審判を、「判断能力が不十分な者」については補助開始の審判をするとされています。</p> <p>本市においては、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の利用促進を図っていくこととしており、「判断能力が全くないひと」ではなく「判断能力が不十分なひと」と表現するとともに、保佐・補助を含める表現として「後見人等」としています。</p>	
7	第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	P34の「相談支援事業等の充実」において、障がい児の早期支援に繋がるよう受給者証発行までの手続き及び提出書類の簡素化、柔軟な対応を求めます。	本市としましても、障がい児の早期療育は非常に重要であると認識しております。今後とも、障がい児が必要な時期に必要な支援を受けられるよう努めてまいります。	
8	第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	<p>P34の「ア 相談支援事業等の充実」の最初のパラグラフに、「区障がい者相談支援センター」とあるが、この名称は平成29年度までの古いものです。</p> <p>「区障がい者相談支援センター」の名称が変更されることが決まっています。</p> <p>新しい名称である「区障がい者基幹相談支援センター」と修正する必要があります。他にも何か所があるので、すべて修正すること。</p>	これまでの「区障がい者相談支援センター」については、平成30年度以降、「区障がい者基幹相談支援センター」として位置づけ、地域における中核的な相談支援機関として役割を果たしていくこととしており、ご意見のとおり、「区障がい者基幹相談支援センター」の表現に修正します。	○

パブリック・コメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

[別紙]

No	部・章番号	部・章	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方	素案の修正
9	第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	P35「計画相談支援、地域相談支援、障がい児相談支援について、～」で文言追加意見。「報酬体系の抜本的な改善などを」を、「市独自の加算策を模索しつつ、報酬体系の抜本的な改善などを」とする。	計画相談支援、地域相談支援、障がい児相談支援は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく法定給付であり、全国一律に提供されるサービスであることから、市独自の加算ではなく、国に対して報酬体系の抜本的な改善を求めていくことが重要であると考えています。 相談支援は障がいのある方の地域生活を支える重要なサービスであり、引き続き、相談支援体制の充実に努めてまいります。	
10	第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	P36の「ウ 地域自立支援協議会の活性化」の二つ目のパラグラフに、「区地域自立支援協議会では、地域の実情に応じた取組が進められてきていますが、より一層活性化するよう、市地域自立支援協議会との連携を進めていきます。」とあるが、そのようなことが可能とは思われません。 これまでに、市地域自立支援協議会と区地域自立支援協議会との連携はまったくと言っていいほどありませんでした。 このような状況から脱するためには、どのような方法で連携するかの具体的な方策を示す必要があります。第5期の計画の中である程度の方針を示すべきです。	各区地域自立支援協議会では、区内の関係機関が参画し、情報交換や困難事例への協力体制の構築、インフォーマルな取組も含めたさまざまな社会資源の活用・改善等の検討を行うなどにより、区内の関係機関の効果的な連携を促進し、地域レベルの障がい者支援機能の向上を図っており、地域の実情に応じた取組が行われています。 また、市地域自立支援協議会については、各区地域自立支援協議会で把握・共有された障がい者等への支援体制に関する課題のうち、全市的な課題を中心に集約したうえで、これら諸課題への対応等について協議検討する場として設置しています。 各区地域自立支援協議会の状況把握に努めるとともに、市自立支援協議会において必要な議論を進め、市域全体の協議会の活性化に努めてまいります。	
11	第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	P36の「ウ 地域自立支援協議会の活性化」の三つ目のパラグラフに、「市地域自立支援協議会では、区地域自立支援協議会のさらなる活性化を図るため、必要な助言や支援ができる体制づくりを行ないます。」とあるが、「体制づくり」ができるためには、地域自立支援協議会に関する考え方を根本的に改める必要があります。 市地域自立支援協議会と区地域自立支援協議会とでは、その位置づけがまったく異なっています。区地域自立支援協議会に関しては区障がい者相談支援センターや区役所に任せ放しであり、大阪市(市役所)との関係性は希薄であったと言わざるを得ません。 計画に示されている方向性はまったく正しいと考えています。このことを実現させるためには、大阪市(市役所)が区役所を指導監督する体制がなければなりません。そのための具体的な方針を第5期計画の中である程度は示していただきたいのです。	区地域自立支援協議会は、各地域の実情に応じ、各区において制定した要綱に基づき設置しており、各区役所が事務局として主体的に活動していることから、市役所(福祉局)が指導監督する関係にはございません。 しかしながら、各区地域自立支援協議会では様々な取組が実施されており、各区活動の好事例や他市町村の状況等を紹介するなどにより、各区協議会の活性化も期待されるため、各区協議会の状況把握に努め、活性化に向け必要な対応に取り組んでまいります。	
12	第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	P36の「ウ 地域自立支援協議会の活性化」の四つ目のパラグラフに、「また、区地域自立支援協議会が集約を行なった諸課題について、市地域自立支援協議会で施策の方向性の検討や取組を進められるような仕組みづくりを行ないます。」とあるが、区役所との関係において可能なのか疑問です。 既に述べたように、市と区の地域自立支援協議会の位置づけが異なっており、市役所と区役所との連携がほとんどない状態をどのように改善するのかまったく示されていません。 計画に示されている方向性はまったく正しいと考えます。しかし、区地域自立支援協議会の位置づけを明確にすることと、区地域自立支援協議会の事務局を担っているであろう区役所と市役所の連携が取れるような行政組織のあり方そのものを改善する必要があります。大阪市はそこまでやる方針があるのでしょうか？	大阪市地域自立支援協議会については、本市の障がい者施策に関する諮問機関である大阪市障がい者施策推進協議会の部会として位置づけ、障がい者計画策定・推進部会、発達障がい者支援部会、障がい者差別解消支援地域協議部会と連携を図ることにより、相談支援に関する諸課題を共有し、必要な障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援の充実を図っていくこととしています。 区地域自立支援協議会において把握・共有された障がい者等の支援体制に関する諸課題について、適切に集約し、市協議会で議論を行えるよう努めてまいります。	

パブリック・コメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

[別紙]

No	部・章番号	部・章	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方	素案の修正
13	第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	<p>P37の注14の用語説明を改訂する(提案) (改訂文)</p> <p>「日常生活の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応を必要としている」と伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で、バリア(障壁)を取り除くための必要かつ適切な変更や調整をすること。</p> <p>理由:「障がい者からの意思表示」を条件とすべきでない。とりわけ「言葉のない障がい児者」や、伝えられた側が意思を受け取ることができない場合は、合理的配慮を受けられることになるという、そもそも法律上の欠陥取り入れるべきでない。</p>	<p>障害者差別解消法に基づき策定された基本方針では、「意思の表明に当たっては、具体的な場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。」「また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害を含む。)等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。」</p> <p>「なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。」</p> <p>とされています。本市としましても、基本方針の趣旨に沿って対応していく必要があると考えています。</p>	
14	第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	<p>P44の「ウ 所得保障の充実」の中の「(前略)無年金者への対応を強く国に要望します。」とあるが、それはまったく正しいことです。しかし、大阪市としてもできることははあるはずなのに、それが示されていないことに疑問があります。</p> <p>在日外国人障がい者の無年金者に対しては、大阪市独自の施策として、平成4年から月額36,000円の手当が支給されていましたが、大阪府が20,000円の上乗せをした途端、大阪市の支給額のうち16,000円を減額し、それは現在まで変わることがなく月額20,000円のままであります。このような状況を鑑みるならば、「所得保障の充実」を国に要望するだけではなく、大阪市独自に増額を図ることも積極的に考える必要があるのではないかですか。</p> <p>そのため、在日外国人障がい者の無年金者に対し、手当の増額をすべきと考えます。同じ政令指定都市である神戸市では、兵庫県の上乗せを含めて障がい基礎年金と同額が支給されています。財源不足を理由にして「増額できない」などとは言わないでいただきたいお願ひする次第です。</p>	<p>外国人心身障がい者給付金制度は、同じ重度障がいがあるにも関わらず、外国人であるがために、制度上公的年金(障がい基礎年金)を受給できない方を救済することを目的として、本市が独自に実施している給付制度で、現在月額20,000円を支給しています。</p> <p>本市といたしましては、制度上公的年金を受給できないことは、基本的には国民年金制度にかかる問題であり、国において一律的に対応がなされるべきであると考えていることから、引き続き、国に対し強く要望してまいります。</p>	
15	第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	P46の「障がいのあるこどもへの支援の充実」において、聴覚障がいの早期発見に繋がるよう新生児聴覚検査の実施率の向上(例えば、公費による実施など)についてご検討いただきたい。	聴覚障がいは、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見の重要性が指摘されており、本市においても国の取組等も参考に、新生児聴覚検査の実施率の向上に向けた施策について検討してまいります。	
16	第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	<p>文言追加(意見)</p> <p>P47最初の・と二つ目の・の間に、次の文を追加する。</p> <p>・児童放課後いきいき事業について、障がい児が年齢が異なる隣近所の子どもと、放課後や土曜日・長期休業を過ごすことができるよう、活動内容の一層の充実を図ります。</p>	<p>いただきましたご意見については、本計画において下記のとおり記載しています。</p> <p>P78 第2部 第4章 地域で学び・働くために</p> <p>1 保育・教育 (4)生涯学習や相談・支援の充実 ウ 放課後活動等の充実</p> <p>・障がいのある児童の放課後活動や長期休業中の活動として、児童いきいき放課後事業での取組の充実を図ります。</p>	

パブリック・コメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

[別紙]

No	部・章番号	部・章	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方	素案の修正
17	第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	<p>文言追加(意見) P47二つ目の・と三つ目の・の間に、次の文を追加する。 ・保育所や幼稚園の入所案内において、障がい児が入所・入園できることの啓発宣伝に努めます。 ※煩雑を避けるために、最初の保育所を、「保育所(以下、保育所は認定子ども園等を含むものとする)」とする。</p>	<p>障がい児保育の基本的な考え方については、従前より保育施設の利用案内のみならず、子育ていろいろ便利帳、本市ホームページ等において掲載しており、引き続き、広く周知してまいります。 保育所と認定こども園の記載については、文章の内容に応じて適切な表現に修正します。</p>	○
18	第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	<p>P40に関して、障がいのある親が、自身の事がままならない状態で、乳幼児の育児をするには多くの困難を伴います。さらに、多くの障がい者が収入の面で不安を抱える中、働くことが可能な障がい者でも乳幼児を抱えている場合、保育園に入れられなければ働けません。 保育園へ入園できれば良いですが、現状、健常者の共働き世帯よりも障がいのある親の世帯の方が優先順位が低く、保育園に入ることが難しい状態です。(結果、より費用のかかる認可外に預けざるを得ない場合があります。)要保育の乳幼児を持つ、障がいのある親への支援を検討して欲しい。</p>	<p>本市が保育所、認定こども園、家庭的保育事業等の利用について調整を行う場合には、本市において定めている「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」に基づき、保護者の就労時間や障がいの程度等に応じて点数をつけた上で保育の必要性の比較を行っております。 また、本市では、子どもの幼児教育の無償化の実現に向け、平成28年度から5歳児を、平成29年度からは4歳児も対象とし、教育費を無料としており、一定の条件を満たす認可外保育施設に通うお子さんも対象としております。</p>	
19	第2部 第4章	地域で学び・働くために	<p>P71に記載している児童生徒の不登校について、第4期障がい福祉計画にも同文がある。「障がいのある児童生徒の」がついているので、一般的な不登校ではないであろう。「喫緊の課題」を2回も続けているので、やはり重大なのであろう。さて、障がいのある児童生徒の不登校数がどれくらいいるのであろうか、どうして喫緊の課題であろうか。これが全く分からぬ。 不登校という語は1回しか登場しないので、現状分析も加え、丁寧な解説文が必要である。</p>	<p>本市においては、これまで各校において、不登校児童生徒の対応に取り組んでおりますが、不登校児童生徒の在席率は全国平均を超えており、大阪市の喫緊の課題の一つとなっています。 不登校の状態にある児童生徒の原因や背景は様々であることから、一人一人の児童生徒の状況に配慮し、関係機関との連携も含めた支援体制の構築が必要であると考えております。 なお、障がいのある児童生徒の不登校数としての統計は取っておりませんので、誤解のないよう本文の表現を修正します。</p>	○
20	第2部 第4章	地域で学び・働くために	P71に関して、特別支援教育と福祉の具体的なつながりはどうなるのでしょうか？	本市では、教育と福祉の緊密な連携は重要であると認識しており、各校園に対し「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」を周知するとともに、小・中学校の管理職を対象に研修するなど、今後も教育と福祉の連携に努めてまいります。	
21	第2部 第4章	地域で学び・働くために	P73に関して、就学前の児童への関わりは概ね民間委託へという方針であると聞きました。となるとその支援の根幹である価値観は各々の保育所や幼稚園によって大きく異なるように思います。また、障がいがある乳幼児と障がいがない乳幼児という表現は、区別があるように思います。乳幼児期の大きな課題は子育てであるはずです。保護者のサポートという面と本人の意思決定支援をどうするかという面にもスポットをあてておくべきではないでしょうか。	<p>本市では、施設の種別にとらわれず、どこの施設にいても、個々の状況に応じた配慮や支援が同じように受けられるよう努めています。 なお、「地域社会の中で障がいのある乳幼児と障がいのない乳幼児が共に育ちあう保育」の記載についての文言を削除し、「地域で仲間と共に育ちあい、楽しく生活できる教育・保育」に変更します。</p>	○

パブリック・コメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

[別紙]

No	部・章番号	部・章	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方	素案の修正
22	第2部 第4章	地域で学び・働くために	P73の「就学前教育の充実」において、児童発達支援の無償化をさらに充実させていただきたい。(現在は4, 5歳児が無償)	本市では、「子どもの教育費無償都市大阪」の実現に向け、平成28年度から幼稚園、保育所等に通う5歳児の教育費を無償化していますが、児童発達支援事業所においては、各障がい児の障がい特性等に応じて就学前期間に療育を行い、教育に相当する支援が行われていることから、その利用者負担を無償化することとし、平成28年4月から5歳児を対象として「児童発達支援等利用者負担給付金支給事業」を実施してきたところです。また、平成29年度は、5歳児に加えて4歳児に対象を拡大して事業を実施し、幼児教育の充実を図っているところです。 国の幼児教育無償化の動向も注視しながら、今後とも幼児教育の充実を図ってまいります。	
23	第2部 第4章	地域で学び・働くために	P75ページのイ 教育諸条件の整備・充実 のすぐ下に・を追加する。(提案) ・保育所入所を希望する障がい児のみが、施設や設備等の条件により保育所に入所できない状態を速やかになくします。	障がいのある子どもが教育・保育施設の利用を希望する場合、利用できることが基本となります。一方で子どもの安全性の確保や、適切な支援のための環境整備は不可欠であると考えます。提案を受けて、「教育・保育施設の利用を希望する障がいのある子どもが、教育・保育施設を利用できるよう環境の整備に努めます。」を追記します。	○
24	第2部 第4章	地域で学び・働くために	P75の「教育諸条件の整備・充実」において、補聴援助システム(FMシステム等)、警報視覚伝達機器(パトライト等)の整備と充実を求める。	学校長からの申請に基づき、各学校の体制の状況を確認し整備の充実に努めてまいります。	
25	第2部 第4章	地域で学び・働くために	P76ページの二つ目の・と三つ目の・の間に・を追加する(提案) ・大阪市立の学校において、保護者が特別な付添いを要求されることがないようにします。保育所と幼稚園においては大阪市立・私立を問わず、保護者が特別な付添いを要求されることがないようにします。	乳幼児期の児童にとって、慣れない環境下での活動は不安が大きく、安心して活動するためには、児童の状況を十分に把握した信頼できる大人が傍について見守ることが必要です。保育施設の職員で対応できることが望ましいですが、保護者が付き添いを申し出られる場合や、児童の状況によっては、保護者に付き添いいただくことが児童にとってより良いと思われるケースもあり、保護者に説明・ご理解いただいたうえで、対応をお願いする場合があります。 また、本市では、本人・保護者のニーズに応えるための特別支援教育の推進は重要であると認識しており、障がいのある児童生徒への保護者の付き添いにつきましては、様々な状況がありますので、個々のケースに応じて適切な支援に努めてまいります。	
26	第2部 第4章	地域で学び・働くために	P79の「教職員等の資質の向上」において、教職員の手話の獲得、向上にむけた研修の実施、充実を求める。	本市では、平成28年度より手話研修・手話講座等で教職員の手話の獲得、向上に向けた取組を実施してまいりました。引き続き、教職員の手話の獲得、向上にむけた研修を実施してまいります。	

パブリック・コメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

[別紙]

No	部・章番号	部・章	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方	素案の修正
27	第2部 第6章	地域で安心して暮らすために	<p>P111に関して、一定の研修を受けた介護職員等による喀痰吸引等の医療的ケアは、医療的ケアを必要とする障がい者の地域生活を支えるために不可欠であり、画期的な施策であると理解しています。</p> <p>しかしながら、本来医療的ケアの「普及」を目的としていたはずの制度が、その運用面において逆に医療的ケアを「阻害」している側面があります。</p> <p>(1)研修費用が高額、または実施機関で設定額の差が大きく、適正な費用が不透明である。また、「不特定多数」ではなく「特定の者」を対象とした研修を受けなければならず、職員の異動や利用者が増える度に、研修費用や煩雑な手続きが発生する。</p> <p>(2)認定特定行為業務従事者認定証の交付申請が非常に煩雑で、合理性に欠けている。 ①交付申請ごとに申請者の「住民票写し」原本の提出が必要。②研修修了証と住民票の氏名の「字体」が一致しない場合(例:「高」と「高」、「崎」と「崎」等)、修了証の再発行が必要。 ③研修修了から認定登録されるまでの手続きに長い時間を要するため、その間医療的ケアが実施できない。</p> <p>これらのように、医療的ケアの体制整備に向けて、適切な報酬単価の設定を国に求めるこどもさることながら、それ以前の研修や業務実施に係る事務手続きの段階で、既に円滑な医療的ケア提供に支障をきたしており、これを改善していくことが先ずもって求められるはずです。現行では喀痰吸引等に関する具体的な事務処理は「都道府県」の所管となっていますが、大阪市が「医療的ケアの体制整備」を計画に盛り込むに当たり、そうした実際の制度運用面での問題改善にも、現場と直に接する立場からの働きかけが必要です。</p>	<p>本市では、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者が、地域で安心して生活できるようショートステイ用の病床を確保するとともに、医療的ケアに対応可能な福祉サービス事業所の充実に向け、介護技術の向上を目的とした研修や、福祉サービス事業所の情報集約・情報提供等を行うなど、支援体制の構築を図っています。</p> <p>また、国に対しては、研修等制度全体について改めて周知徹底を図るとともに、研修を修了した職員配置を評価する報酬体系の創設を要望しているところです。</p> <p>今後とも、医療的ケアを必要とする障がい児者の地域生活支援の充実に努めてまいります。</p>	
28	第3部	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	<p>P127ページの(1)の下の段落について</p> <p>大阪市ホームページでは、平成29年12月11日現在の児童発達支援センターとして10箇所が掲載されている。同じく保育所等訪問支援事業所は14箇所が掲載されている。</p> <p>児童発達支援センターは保育所等訪問支援事業所でもある例が多い。</p> <p>a. 「か所」数を適正な数に改め、「さらに他に」を削除する。</p> <p>b. 最後に次の文を追加する。</p> <p>「大阪市地域福祉基本計画の圏域のうち、区を圏域とし、25か所(大阪市更生療育センターを含む)以上の児童発達支援センターを設置します。</p>	<p>平成30年1月1日現在、児童発達支援センターとしては、福祉型が10箇所、医療型が1箇所、あわせて11箇所が設置されています。</p> <p>「さらに他に」の後の記載は、児童発達支援センター11箇所を除く保育所等訪問支援事業所の箇所数として記載しているものですが、平成30年1月1日現在、保育所等訪問支援事業は26箇所運営されていることから、ご意見を踏まえ、「さらに他に」以降の記載を、最新の箇所数に変更します。</p> <p>大阪市全体として、児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として、専門的機能をより発揮できるような提供体制を引き続き確保できるよう努めてまいります。</p>	○
29	第3部	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	<p>P127・P128において、大阪府の考え方であると述べられていますが、重症心身障がい児は事業所の利用を週に1度と設定されていることが不思議です。</p> <p>障がいのないこどもであれば、保育園や幼稚園に週5日通うことが多いと思いますが、この目標であれば、重症心身障がい児は障がいのないこどもと同様に日中の活動を行う事業所に週5日通うことを希望しても、定員より過剰になるため不可能になります。</p> <p>障がいのないこどもの保育園や幼稚園と同様に、兄弟のいる家庭や共働きしなければならない家庭にとって、こどもが通所することは日々介護をする家族にとって重要なことであり、両親から離れて活動を行うことは児の発達にとっても重要なことだと思います。</p> <p>そのため、施設数は重症心身障がい児の人数 × 週1回の計算ではなく、もっと増加してほしいと考えます。</p> <p>また、住之江区や大正区、此花区、福島区などは、定員が足りていると述べられている児童発達支援事業所からは遠いため、それらのエリアからでも通いやすい事業所が必要だと考えます。</p> <p>できれば、東京都のように区に1つ事業所ができるることを望みます。</p>	<p>本市としても、重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援の充実は非常に重要であると認識しています。今後とも、利用状況等の実態の把握に努めるとともに、重症心身障がい児や医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう体制の確保に努めてまいります。</p>	

パブリック・コメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

[別紙]

No	部・章番号	部・章	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方	素案の修正
30	第3部	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	P136の「障がいのあるこどもに対する支援」は 量ではなく、質で評価していくべきものではないでしょうか？結果として報道されているような質の良くないサービスがでてきているように思います。	P136の「障がいのあるこどもに対する支援」については、障がい福祉計画・障がい児福祉計画にかかる国の基本指針に基づき、今後3年間のサービス見込量として設定するものです。 なお、本市としましても、障がい児通所支援のサービスの質を確保していくことは、重要な課題であると認識しております。 このため、「第2部 第2章 2 生活支援（4）障がいのあるこどもへの支援の充実」において、施策の方向性として、児童発達支援や放課後等デイサービスについて、児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインを踏まえながら、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいくこととしています。	
31	第3部	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	P143とP153で「盲ろう者通訳・介助者」の表記がばらばらである。 単に表記を統一すればよいというものではありません。中点がある場合は「通訳と介助」の二つのサービスを指し、中点がない場合は「通訳のための介助」と一つのサービスを指します。 すべての表記において「通訳・介助」と中点をつけてください。これは単なる表記の統一のためではありません。サービスの内容を明確にするための表記にすることが重要なのです。	いただきましたご意見のとおり、当事業は、「通訳」と「介助」の2つのサービスを行う者の養成及び派遣事業です。「通訳・介助者」の表現に統一し、誤解のないよう文言を修正します。	○
32	その他		例えばP20(課題)について、1、2が丸囲み数字になっており、一方で、目次及び本文は両括弧になっている。(課題)の全ての丸囲みを両括弧に統一すべきである。	本計画については、施策分野ごとに「現状と課題」を整理したうえで、「施策の方向性」を示すこととしており、「課題」については丸囲み数字、「施策の方向性」については括弧数字で表記することとしています。	
33	その他		私は高次脳機能障がいですが、障がい者手帳は精神2級とは書かないで欲しい。障がい者手帳の見直しをお願いしたい。	高次脳機能障がいにつきましては、厚生労働省による等級判定基準において、精神疾患による機能の障がいが認められることが示されており、日常生活に制限が認められれば、精神障がい者保健福祉手帳の対象となります。	
34	その他		職場に聴覚障がいの方がおられ 一緒に仕事をする機会ができたので、手話をできるようになればと思います。企業に出向いて手話の講習会をする、あるいは、どこかのホールで手話の講習会を企業向けに行うなどの施策を実施していただければと思います。	本市では、日常会話程度の手話を習得するための講座として、「手話奉仕員養成講座(入門課程・基礎課程)」を実施しています。入門課程は24区の区民センター等の会場で開催しております、これから手話を始める方に最適な講座と考えています。	
35	その他		視覚障がいの方のために歩道に点字ブロック(黄色のでこぼこしたタイル)を設置いただいているのですが、雨の日に自転車でこけてしまうことがあります。すべりやすくタイヤをとられるようです。危なくない材質に変えていただきたいと思います。	本市では、交通バリアフリー法(現バリアフリー新法)及び道路の移動等円滑化整備ガイドラインに準拠し、また、視覚障がいのある人へのヒアリング及び歩行実験等の結果を受け制定した「視覚障害者誘導用ブロック敷設基準・同解説(平成17年1月)」に基づき、すべりにくい材質の視覚障がい者誘導用ブロック(点字ブロック)の設置を実施しています。 しかしながら、点字ブロックは、突起部を設ける形状のため、雨天時は、雨水が排水されにくことがあります。 そのため、点字ブロック部分を通行される場合は、注意していただきますよう、ご協力をお願いいたします。	

パブリック・コメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

[別紙]

No	部・章番号	部・章	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方	素案の修正
36	その他		<p>私のこどもは23歳の重度の知的障がい者である。生まれた時、脳内出血していて脳にダメージがあり、今は三才程度の知能しかない。私はこの子を育ててきて日本の福祉の貧しさに気付かされた。昔から比べたら随分と良くなったかもしれないが、手続き、連絡、理解などで今も苦しんでいる。</p> <p>移動が困難で外へ行っても動かない時、最終的にはパトカーのお世話になる。警察官はどこか悪いところがないか入院して調べたらどうか？と知的と精神障がいの違いも理解していない。</p> <p>年金の診断書の横に精神用と書いてある。国自体が精神と知的と理解できていない。知的は治らない。根本的にそこが違う。そして、どうして幼い時から判断している児童相談所の意見を聞かなくて、年金機構は新たに診断書を提出させるのか。それも精神科医でないと駄目なのがわからない。</p> <p>息子は、移動が困難で病院も行けないから、近所の医者が往診してくれる。その医者が見てもわかる発達状態なのに、そして区役所から毎年住所と名前を何度も書類に書かせられる。一度の署名で済むようにしてほしい。ただでさえ、障がいのある子を育てるのは大変なのに。</p> <p>本当の介護って何？障がい児を産んでも、国がこんだけ福祉が充実してますから大丈夫ですよと言ってくれない、この日本のお粗末介護制度って何。</p>	本計画には直接関係しませんが、ご意見としてお受けいたします。	
37	その他		全体的な感想として、多岐にわたってきめ細かく計画されている点については高く評価しますが、何もかも網羅しようとしているために、重点施策が明らかにされておらず、きわめてあいまいな点が見受けられることは残念です。重点施策を明確にすることを願っています。	本計画については、障がい者施策を総合的に推進する観点から、福祉施策だけでなく保育・教育・就労・医療など、障がい者施策に関わる様々な分野の「基本的な方向性」を示すものとして策定しています。今後とも、本計画に基づき施策を推進してまいります。	
38	その他		「検討」と記されている箇所がいくつかあるが、真面目に「検討」する方針なのか違和感を抱く次第です。実現させる方向性がないのであれば、「検討」などというあいまいな表現をせず、計画の中から削除すべきではないかと考えます。	本計画では、施策の方向性や事業のあり方など、今後内容を検討していくものについて、「検討」という文言で表現しており、引き続き、本計画に基づき施策を推進してまいります。	
39	その他		<p>発達障がい当事者の意見として、現行制度では、IQ70～90までの境界知能域の方は、障がい年金も療育手帳も貰えません。この知的ボーダーラインの当事者の支援を拡充してほしいと思います。</p> <p>大阪独自の手帳制度でもいいので、発達障がい者専用の手帳を創設して頂きたい。また、その手帳制度を法整備するよう国に働きかけてほしいと思います。そして、知的ボーダーラインの当事者にも障がい年金を支給して欲しいと思います。</p> <p>国にもう一つ、発達障がい者を理解して頂ける社会制度を確立して頂きたいと思います。</p>	<p>現行の制度では、知的障がいを伴わない発達障がいの方は、精神障がい者保健福祉手帳の対象となる場合があり、また障害者総合支援法にもとづく障がい福祉サービス等の利用についても、対象となる場合があります。</p> <p>発達障がいによる障がい基礎年金の支給については、知能指数のみに着眼することなく、日常生活や就労の制限度合等を参考にしながら、障がいの特性に応じた要素を考慮し、総合的に判断して決定した障がいの等級に基づき支給されます。</p> <p>本市といたしましては、国に対して、障がいのある人の生活の質の向上が図られるよう障がい基礎年金を増額することや、その認定基準の緩和や対象者の拡大について、引き続き要望してまいります。</p> <p>今後も発達障がいのある人の「社会的障壁」を除去するため、発達障がいに対する正しい理解を広める啓発活動や発達障がいのある人が身近な地域で障がいの特性に応じた適切な相談や支援が受けられるよう、関係機関と連携し引き続き取り組んでまいります。</p>	